

香港タックスアラート

(香港税務速報)

第 15 回 2017 年 8 月



香港政府による「税源侵食と利益移転の取り締まり措置 (BEPS) に関する諮問書」の交付 (改正)

サマリー

香港政府はパブリックコメントに基づき、「税源侵食と利益移転の取り締まり措置に関する諮問書」を公布し、移転価格規則に関する意向を説明した。

概要

香港政府¹は 2017 年 7 月 31 日、「税源侵食と利益移転の取り締まり措置に関する諮問書」(以下「諮問書」)を公布した ([click here](#))。この諮問書は、2016 年 10 月 26 日に公布された諮問書に対するパブリックコメント(公募期間: ~2016 年 12 月 31 日)を反映したものである。具体的には、政府が香港に新しい移転価格体系をどのように導入しようとしているかを説明したものである。

この諮問書は、移転価格規則を法制度化するためのパブリックコメントが反映されている。政府は改正法案を 2017 年末までに LegCo (香港特別行政区立法会) に導入する予定である。この法案は OECD 移転価格ガイドラインを参照し、これらのガイドラインとの関係と遵守すべき内容を明確にする予定である。その後、IRD (香港税務局) は、「移転価格基本規則」の理解を容易にするために、IRD の解釈指針 (以下、DIPN (Departmental Interpretation and Practice Note)) を発行する予定である。このルールにより、IRD は実質的に、独立企業間価格に基づかない関連企業との取引による企業の損益を、調整する権限を有することとなる。

諮問書には、以下の主要な改訂提案が記載されている:

移転価格文書の免除条件 マスターファイルとローカルファイルを作成するための免除条件が緩和されている。条件の緩和は、(i) 事業の規模、および (ii) 下表に詳述されている関連当事者取引額に基づいている。この緩和により、納税者のコンプライアンス確保のための負荷が軽減されるだろう。

具体的には、次の 2 つの免除要件のいずれかを満たしている場合、納税者はマスターファイルとローカルファイルの準備が免除されることになる。:

¹ 香港特別行政区財経事務及び庫務局 (Financial Services and the Treasury Bureau)

© 2017 KPMG Huazhen LLP — a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited — a wholly foreign owned enterprise in China, and KPMG — a Hong Kong partnership, are member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

© 2017 KPMG, a Macau partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

(a) 事業規模に基づく条件 (三つの内二つを満たす場合)	
年間総収入	≤ 200 百万香港ドル
総資産	≤ 200 百万香港ドル
従業員数	≤ 100
(b) 関連当事者取引に基づく条件 (特定のカテゴリーにおける取引)	
資産の取引	< 220 百万香港ドル
(金融資産、無形資産を除く)	
金融資産の取引	< 110 百万香港ドル
無形資産の取引	< 110 百万香港ドル
その他の取引 (例 サービス収入 / ロイヤリティー収入)	< 44 百万香港ドル

国別報告書（CbC）の報告要件に変更はなく、750 百万ユーロ（約 68 億香港ドル）である。最終親会社による代理出願の問題は、今後の DIPN で取り上げられる予定である。

- 国内取引 国内取引は移転価格制度の対象に含まれている。そのため、国内取引についても独立企業間原則を確実に満たす必要がある。
- 知的財産権 ("IP") IP については、移転価格の基本規則に則して対応することが実務上困難なため、香港における IP の開発、改良、維持、保護及び活用（いわゆる DEMPE 機能）した者が、独立企業間原則に基づいた利益を受けることができるよう特定の規定が導入される予定である。
- 罰則 独立企業間価格に基づかない不適切な納税申告に対する罰則は、他の租税条項における過少申告による一般的な罰則と同じものとなる。仮に「正当な理由」の欠如や「故意による租税回避の意図」がある場合、課税されるべき税額の 300%を上限としてペナルティが課される。残念ながら、OECD に準拠した移転価格文書の作成が、自動的には罰則の軽減につながるわけではない。罰則軽減の条件は現にあった事実や状況に基づいて調整され、移転価格の文書化は考慮すべき要因の 1 つに過ぎないと考えられる。なおペナルティに加えて、延滞金についての具体的な言及はされていない。
- 事前確認協議（以下 APA）/仲裁 移転価格制度の整備と APA に対する需要の増加は、確実性を保証することへの期待が増加すると同時に、より多くの紛争につながる可能性もある。この法案によって、IRD は、一方的、二国間、多国間の APA に柔軟に対応可能となるだろう。DIPN は更なる詳細情報を提示する予定であり、紛争解決メカニズムの詳細も決定する予定である。一方で、香港は、移転価格論争に起因する二重課税問題を解決するプロセスを強化するため、租税条約の締結相手国を引き続き増やしていくであろう。
- その他
 - 香港は、過少資本規制を課さない。
残念ながら、法案にはセーフハーバー規則は含まれていない。
 - 税額控除を請求するための申請可能期間は 6 年間に延長される。
 - 納税者は、税額控除を申請する前に外国税額を最小限に抑えるために、すべての妥当な措置を講じる必要がある。（関連する詳細は、今後 DIPN にて発表予定。）
 - 政府は 2017 年末までに新しい法案を LegCo に導入することを提案している。

KPMG の所見

特に中小規模の企業を対象として、新たな移転価格制度から生じるコンプライアンス負担を最小化するための実践的アプローチをとることを再確認している。

免除条件は緩和されており、年間総収入と総資産の免除上限は、当初の 100 百万香港ドルから 200 百万香港ドルに緩和している。この緩和により、より多くの納税者がマスターファイルを準備する必要がなくなることになる。ローカルファイルの準備の条件に関しては、関連当事者取引額の規模を考慮に入れることにした。これは、一般に中国本土で適用される金額を参照している。さらに、納税者がローカルファイルの作成を免除された場合、マスターファイルを準備する必要はない。これは、中国本土の免除規定の考え方と一致している。

最終親会社の代理出願の問題は、今後の DIPN で取り上げられる予定である。これには、香港が前提条件として当局多国間合意（Multilateral Competent Authority Agreement、以下 MCAA）に署名することが必要となる。MCAA に署名されない場合、香港に本社のある多国籍企業は、MCAA または特定の二国間合意（Bilateral Competent Authority Agreements 以下 BCAAs）が有効になるまで、子会社の関連管轄区域で CbC 報告書を個別に提出する必要がある。これは、香港に本社のある、CbC 報告書の提出が必須の多国籍企業、最終親会社が代理申請を行う予定のグループ、及び二次申請を行うことを選択できる香港外の企業グループに対して影響を及ぼすため、香港政府による一層明確な回答が期待される。

政府は、有害な税務慣行に対抗するという OECD と EU の期待に応えるため、BEPS の遵守について慎重になっている。これを念頭に、政府は当初の規定（移転価格文書の免除条件など）の一部を緩和しているが、その他の論点（国内取引がまだ目標とされているなど）には一定の立場を維持している。

このように移転価格文書化の義務化が予想されるため、香港の納税者は、影響の検証がされていない場合には、積極的に影響の検証を開始することを強く推奨する。また、香港内の関連当事者間の国内取引の影響も慎重に検討する必要がある。

更なる詳細な情報については下記移転価格チーム担当者にご連絡ください：

Karmen Yeung - Partner, Global Transfer Pricing Services
e-mail: karmen.yeung@kpmg.com

John Kondos(日本語可) - Partner, Global Transfer Pricing Services
e-mail: john.kondos@kpmg.com

Lu Chen - Principal, Global Transfer Pricing Services
e-mail: lu.l.chen@kpmg.com

Adam Zhong - Principal, Global Transfer Pricing Services
e-mail: adam.zhong@kpmg.com

Irene Lee - Director, Global Transfer Pricing Services
e-mail: irene.lee@kpmg.com

Naoko Hirasawa (平澤 尚子) – Partner, Global Transfer Pricing Services, Head of GJP China Tax
e-mail: naoko.hirasawa@kpmg.com

Contact us:

Lewis Y. Lu
Head of Tax, KPMG China
Tel: +86 21 2212 3421
lewis.lu@kpmg.com

Curtis Ng
Head of Tax, Hong Kong
Tel: +852 2143 8709
curtis.ng@kpmg.com

Corporate Tax

Chris Abbiss
Head of Real Estate Tax, KPMG China
Tel: +852 2826 7226
chris.abbiss@kpmg.com

Stanley Ho
Principal
Tel: +852 2826 7296
stanley.ho@kpmg.com

Charles Kinsley
Principal
Tel: +852 2826 8070
charles.kinsley@kpmg.com

Alice Leung
Partner
Tel: +852 2143 8711
alice.leung@kpmg.com

John Timpany
Partner
Tel: +852 2143 8790
john.timpany@kpmg.com

Matthew Fenwick
Director
Tel: +852 2143 8761
matthew.fenwick@kpmg.com

Sandy Fung
Director
Tel: +852 2143 8821
sandy.fung@kpmg.com

Ivor Morris
Director
Tel: +852 2847 5092
ivor.morris@kpmg.com

Natalie To
Director
Tel: +852 2143 8509
natalie.to@kpmg.com

Michael Olesnický
Special Advisor
Tel: +852 2913 2980
michael.olesnický@kpmg.com

M & A Tax

Darren Bowdern
Head of Financial Services Tax, KPMG China
Tel: +852 2826 7166
darren.bowdern@kpmg.com

Yvette Chan
Principal
Tel: +852 2847 5108
yvette.chan@kpmg.com

Benjamin Pong
Principal
Tel: +852 2143 8525
benjamin.pong@kpmg.com

Malcolm Prebble
Principal
Tel: +852 2685 7472
malcolm.j.prebble@kpmg.com

China Tax

Karmen Yeung
Partner
Tel: +852 2143 8753
karmen.yeung@kpmg.com

Daniel Hui
Principal
Tel: +852 2685 7815
daniel.hui@kpmg.com

Adam Zhong
Principal
Tel: +852 2685 7559
adam.zhong@kpmg.com

John Kondos
Seconded Partner
Tel: +852 2685 7457
john.kondos@kpmg.com

Lu Chen
Principal
Tel: +852 2143 8777
lu.l.chen@kpmg.com

Global Mobility Services

Barbara Forrest
Principal
Tel: +852 2978 8941
barbara.forrest@kpmg.com

Murray Sarelius
Principal
Tel: +852 3927 5671
murray.sarelius@kpmg.com

David Siew
Principal
Tel: +852 2143 8785
david.siew@kpmg.com

Wade Wagatsuma
Head of US Corporate Tax, KPMG China
Tel: +852 2685 7806
wade.wagatsuma@kpmg.com

Erica Chan
Director
Tel: +852 3927 5572
erica.chan@kpmg.com

Kate Lai
Director
Tel: +852 2978 8942
kate.lai@kpmg.com

Becky Wong
Director
Tel: +852 2978 8271
becky.wong@kpmg.com

Indirect Tax

Lachlan Wolfers
Head of Indirect Tax, KPMG China Regional Leader, Asia Pacific Indirect Tax
Tel: +852 2685 7791
lachlan.wolfers@kpmg.com

kpmg.com/cn

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2017 KPMG Huazhen LLP — a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited — a wholly foreign owned enterprise in China, and KPMG — a Hong Kong partnership, are member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

© 2017 KPMG, a Macau partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.